

## 令和4年度第4回燕市情報公開・個人情報保護制度審議会 議事録概要

日 時：令和4年9月28日（水） 午前9時30分～午前11時40分

場 所：燕市役所 4階 会議室401

出席委員：今本啓介会長、廣田貴子副会長、中野邦雄委員、中江小夜委員、  
樋口晃委員、山口博幸委員

欠席委員：山崎貴典委員、

事務局：遠藤総務部長、石田総務課長、高山課長補佐 他職員3名

説明員：教育委員会学校教育課 職員3名

報道機関：なし

傍聴者：なし

### 1. 開 会（午前9時30分～）

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 題

【諮問①】保護者連絡ツール及び児童生徒園児の欠席連絡手段等としてのマチコミの利用に伴う個人情報のクラウド利用について

（説明員が諮問内容について説明）

（委 員） 登録した情報が保護されることは理解した。しかし、マチコミに登録された情報が何年間保存されて、その後どのように削除されていくのかを聞きたい。私も、過去に教育委員会から配信されるメールサービスに登録したことがある、その時の情報はすべて削除されるという話だったが、コロナの関係で配信メールが届くようになった。周囲からも、同様にメールが突然届くようになったという話を聞いた。そこで、保護者の情報も含め、登録した情報がどこでどう削除されるのか伺いたい。

（説明員） マチコミに登録いただく保護者の登録データについては、年度単位で管理する。該当する学校のお子さんが卒業するタイミングで年度更新がかかり、その時点で卒業された方についての情報は削除すると認識している。

（委 員） では、中学校で改めて登録しなおすということか。

（説明員） 小学校は小学校のクラスルームがあり、中学校は中学校のクラスルームがあるので、小学校を卒業した場合は、中学校で改めて登録していただくことになる。

（委 員） 資料1-1の記載の内容について、「5 取り扱う個人情報」のところで、部活動や集落が括弧になっているのはどういう意味か。

（説明員） 氏名、学校・園名、学年、学級は、クラスの登録の際に必要な情報として取り扱う。部活動や集落については、各部活動の部員のグループを作ったり、地域のグ

ループを作ったり、そういったクラス単位以外のグループを作る場合に、部活動や地域の名称を取り扱うものである。登録者から提供いただく可能性のある情報ではあるが、必ず登録するものではないということで括弧をつけている。

(委員) 取り扱うのだとすると、それは資料 1-4 の登録票に記載しなくてよいのか。

(説明員) 個人情報の記録項目の欄に記載が漏れているので、追加し、修正させていただく。

### 【諮問②】 児童生徒向けのオンライン悩み相談システムの構築、運用

(説明員が諮問内容について説明)

(委員) 匿名で相談したい場合、メールアドレスを入力するということが、場合によってはメールアドレスも個人情報にあたるので、登録票に記載する必要があるのではないか。

(説明員) 不足していたので、その他の欄に追加させていただく。

(委員) 匿名のまま相談を継続したい場合、教育委員会内の担当者が判断してサポートしていくということだが、その相談を担当者は教育委員会の職員なのか。

(説明員) 教育委員会内に既にスマイルサポートステーションというものを設け、メールや電話で相談を受け付けており、その職員が担当することを想定している。その他、匿名だが学校名までは入力する場合もあるが、その場合は学校と相談し、相談相手を決めるようにする。

(委員) メールでやり取りをしたいという児童生徒の心情からすると、教育委員会という、学校との距離が近い印象があり、相談した情報が守られるか不安になる子どもがいると思う。例えば、自分の地域ではなく、他の遠いところで相談することもある。もしこのシステムを有効に使っていきたいのであれば、ただ情報が守られるということだけではなく、皆さんの情報が守られるということを子どもに分かりやすく周知していくことも必要なのではないか。

(説明員) 今後子どもへの伝え方について検討させていただく。

### 【諮問③】 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応について (継続審議)

前回の審議会で意見のあった部分をまとめた内容について

<個票 6 個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の作成についての確認>

(説明員が諮問内容について説明)

(委員) 前回の内容に対して、1,000人未満のファイル簿の作成が、情報漏えいにつながる恐れがあるとの説明だが、それがそんなに簡単に情報漏えいにつながるものなのか。500人や100人になると特定の個人が分かってしまうという性質のものなのか。国が1,000人にこだわる理由があるのか。

(事務局) まず、1,000人という線引きの目的は、主にデータの利活用のためであるということ認識している。例えば、利用者の情報を分析したり、顧客情報を分析したりする際、1,000人未満の情報では十分なデータ分析ができないと考えることができる。そのため、行政で保有する情報を踏まえたときに、法定のファイル簿作成の1,000人以上という線引きがある。

次に、1,000人未満のファイル簿を作成したときの漏えいのリスクについては、一定の人数ならリスクが低いとか、数の線引きについてのノウハウがなく、安易な設定はできないのではないかと事務局としては考える。

また、1,000人未満のファイル簿を作ったとして、どれだけデータ利活用されるのか、市のデータ分析の部分での施策が進んでいないため、ニーズの把握ができていない。今後、市として施策を進め、1,000人未満のデータも活用していただきたいという状況になれば、その際には下限について検討したい。

そのため、現時点は1,000人以上の作成としたい。

(委員) 漏えいするとなれば、何人であっても変わりはないと思うので、その点については懸念されるが、事務局の方でそういった判断なのであれば、あえて数にこだわる訳ではない。

(事務局) 前提として、漏えいのないように手続きを踏み、運用していくことはご理解いただきたい。

また、個人情報を匿名化するデータ加工の方法については、専門的な知識が必要と考えているため、今後研究させていただきたい。

<個票 7 の 1 自己情報開示請求等の対応(開示義務における不開示情報の規定について)の確認>

各委員から特段の意見・異論はなし。

<個票 7 の 2 自己情報開示請求等の対応(開示決定等の期限等について)の確認>

各委員から特段の意見・異論はなし。

<個票 8 自己情報開示請求等の対応(自己情報開示請求等の手数料について)の確認>

各委員から特段の意見・異論はなし。

<個票 9 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の確認>

各委員から特段の意見・異論はなし。

<個票 10 審議会への諮問案件についての確認>

(委員) 資料 3-6 の 2 ページ、審議会の所掌事務の(2)について、これは審議会が発議してよいのか。

(事務局) 事務局側だけではなく、審議会からの発議が可能であると認識している。市の制度運用に問題があった場合に、審議会の皆様から発議していただく。

(委員) それはどのような手続きを踏むのか。例えば、委員の方が、これについて発議したいと思った場合に、どういう形でスタートするのか。

(事務局) 具体的な手続きについては確認し、後日改めて回答させていただく。また、審議会の所掌事務については、法に認められた範囲内になってくるかと思うので、どういうケースについて発議ができるのかというところも確認する。

答申案の確認

【諮問①の答申内容について】

原案のとおり異論なし

【諮問②の答申内容について】

原案のとおり異論なし

【諮問③の答申内容について】

- ・ 条例要配慮個人情報条例で定める必要性(5 ページ)

「一定の地域出身であること」が法の要配慮個人情報に入るのかどうかといった議論があり、委員会に確認し、法でカバーされるという結論だった。その内容について記載する。

- ・ 個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性(6 ページ)

現行の個人情報事務登録簿をやめることが妥当だということが入っていないので、追加する。また、検索のしやすさや分かりやすさも考慮して、個人情報ファイル簿に移行するという記事を記載する。

- ・ 審議会への諮問案件(7 ページ)

審議会の役割について、補足が必要。

- ・ 個人情報の目的外利用及び外部提供(12 ページ)

なお書きが2つあるので、最初の「なお」を削る。

- ・ 開示義務における不開示情報の規定について(13 ページ)

公務員の氏名の開示について、国の取扱いについての説明を詳しく記載する。燕市の開示範囲が狭まることは考えにくいと判断したということを加え、出典も記載する。

この他、答申案の内容について他に意見がある場合は、後日事務局へ連絡することです承。

#### 4. 閉 会 (～午前11時40分)

以上